

大江家の訓法の特徴

小林芳規

一、はしがき

大江家が、文章道における菅原家と並んで、平安時代の学問の世
界に重い役割を果たしたことは、江吏部集・江談抄を始として諸記録

に依つて広く知られる所である。従つて、その学問に基づく思想及
び言語が、平安時代の知識人に与えた影響も少くなかつた筈であ
る。にも拘らず、実際に、大江家の家学の内容を具体的に伝存して
いる資料は多くは無い。訓点資料については、延久五年（一〇七

三) 書写受訓、大江家国の識語を持つ、呂后・孝文・孝景本紀の三軸と、永治二年(一一四二)「以彈正弼大江朝臣(匡衡)」の奥ある舒明紀が知られる程度である。他には、江家の学者の加点到擬せられてゐる、醍醐寺本遊仙窟・書院部蔵出師表・東洋文庫蔵中庸章句等があるが、真偽の程に疑いがある。かの延久本史記でさえ、識語をそのまま信じて大江家学を示すことに一度は疑いを掛けるべきことが、当時の学制の上から指摘されている。^(注1)

そこで、この問題解明の一方法として、漢文の訓読法の上から、大江家の訓法の特徴を求め、これに基づいて検討しようと思う。それには、先ず、現在の訓点資料から、大江家の訓読の残存するもの(別訓や識語による)を探り、次にその別訓に基づいて大江家訓法の特徴を認め、更に大江家加點識語を有する資料の訓法を確かめ、最後に大江家点に擬せられる資料を検討する。これを通じて、紀伝の学問、就中、大江家学が如何なるものであつたか、その一端を知ることが出来ると思う。

本稿においては、大江家内では、その訓読法は、書物毎に固定性を持つたものである、ということが、言わば公理の形で用いられている。この公理は、単に大江家に限らず、博士家一般の問題として、論及しなければならぬが、本稿では省略する。但し、以下の論述において、自明のことと考える。

二、訓点資料に残存する江家説

現存の訓点資料によると、史記・後漢書及び文集・文選は無論、

古文孝経や論語・春秋経伝集解・古文尚書・周易・毛詩の如き経書や、老子の如き子書、帝範・臣軌など広範圍の漢籍、及び、その外国書においても日本書紀・和漢朗詠集にも亘つて、大江家の訓読の跡を認める。それは次の如くである。^(注2) 訓読例文中、平仮名は原本のラット点包んだ片仮名は私の推読を示す。四声点は印刷の都合上、必要箇所以外は省いた。^(注3)

〔古文孝経〕

① 書院部蔵古文孝経元徳二年(一一三〇) 書写加點本

(卷末識語中に)「(時)去寛治三年九月十二日、奉読清直講定(定)本

伝授貢士以通之代新所書写也」朝散大夫江通景之本(時)とある。

^(注2) 江通景は釋尊分派によると藤原以成の記事に「(父)織部正大江通景子」とある人物と時代が合う。

② 仁治二年(一一四二) 清原教隆校点本

一箇所、江家の異訓を示した所がある。

所ニリ従テ謄^{トッテ}道^{ミチ}一訓故^{ハツ}を(四八八行) (「フアラウ」は後筆)

○江本有「江二江」(「道訓ヲ謄フカ」故) (二一の異訓を示す)

③ 書院部蔵古文孝経永仁七年(一一九) 清原教有点本

一箇所 ②と同箇所に異訓を示す。

所ニリ従テ謄^{トッテ}道^{ミチ}一訓故^{ハツ}を

^(注2) 道江本有「江二江」

□大江家に孝経の伝授のあつたことは次の記事が参考になる。

○大学博士大春日雄経「以孝経奉授天皇」の折、音人預席(三代実

録貞観二・二一七)

○納言七歳従レ師之日、匡衡始授孝経、昔大江公爲三丞相、今

大江儒爲^レ納言師、有^レ所感此句(江吏部集中、余感不尽更加三首)

尚、在注孝経については、江吏部集中、江家次第十七（齊光）、今鏡ほしあひ（佐國）の讀が知られる。

〔論語〕

- ① 東洋文庫蔵正和二年（一三三三）書写本（清原家点本）
「煇臣事見」江家本又「家本同注之」然而師説「不読之」（卷一、ニツ上段）
- ② 大東急記念文庫蔵建武四年（一三三七）清原頼元点本
④ 煇臣事見江家本「陸云至順帝時南群太守馬融亦為之訓説後有馬氏亦」注張魯論也云々（特）（卷一、真書）

⑤ 江家説此章（「子曰父在觀其志」の章を指す）
不可小知下読之謂之越卷爛脱以上祖父大外記（右傍「類義真人」とあり）殿御裏書也（卷一真書。平安時代の漢文訓読語にのきての研究三〇一頁参照）

- ③ 書陵部蔵魯論鈔（論語聴塵）室町時代写本（清家本）
④ 孔子曰く第三章ソ此章魯論ニハナイ古論ニ本ツイテ此ニ記スルソ「去程ニ江家ニハ魯論ニナイト云テヨマヌソ清当家ニハヨムソ此章カ干要テアルホトニタトイ魯論ニナク共ヨマイテハチヤソ管家も清当家ヨリ伝ハツテ」ヨムソ侷吾（論語）一部ノ始終ニ付テ習カ有ソ（巻十）

⑤ 是力又張侯論ヲ注シタソ訓ハ道也チャホトニ訓説ト云ハ理ヲ云義ヲ「説」心ソコ、ノ文段ヲ江家ノ説ニ爛脱シタト云事カアルソ（略）清家ニハ爛脱セヌトミルソ江家ニハ文章ヲ悪フ見ルニ依テ爛脱シタト」云ソコ、ハ口伝也

⑥ 江家説此章不読至衛盡公君子不可小知下読之越卷爛脱云々此説

疏釈文无レ所見仍今不從之

- ⑦ 向ノ字ハ漢書列伝六ニ顔師古注ニ氏ノ時ハシヤウ名ノ時ハキヤウトシタソ去程ニ江家ニハ劉向トヨムソサレトモ音義ニシユシヤウノ反トシタソ」又尚書ニモシヤウノ音ヲ付タホトニ清原ニハシヤウトヨムソ

〔大江家に論語の伝授のあつたことは次の記事で知られる。〕

- 仲春釈奠聴講論語同賦仁者寿（江吏部集中）
- 孝礼詩書論易伝、学而無レ益我心恫（仲同、「春秋釈奠聴講」古文孝経「詩」）

〔春秋経伝集解〕

- ① 書陵部蔵春秋経伝集解（金沢文庫本）三十軸文永・弘安点（清原家訓法）

(イ) 為魯夫人家説
タルシモノノフシニ 江家説又如此「江説叶正義」（卷一真書）

(ロ) 相時を而て動く。無ノ累ニ 後の人を（卷一。反切等の音注を省く。以下同。「無」に合点）

(ハ) 及ニ 大ニ達ニ弗レ及（卷一。「シカ」に合点）

(ニ) 既に震一電す。 又不当に大に雨雪。（卷一。「ストナラハ」に合点）

(ホ) 別に立レテリ宮を也（卷一）
ストナラハ江

(ヘ) 於是に陳蔡方に陸 於衛に（卷一。「ムツヒントス」に合点一つ。「ムツマシ」に合点二つあり）
ムツマシ江

(ト) タ（王）の日の（タマハク）、無ノ之。（卷一）
ナケント云
ナイコトナリ江

(チ) 同一軌 畢 至以て伐レ京を（卷一。「シム」に合点）
キコトナリ江
シム江

(リ)重一錦・卅両をラス(上欄「或一音去」) (巻四) (書) 「上声之由江大府説云々東宮切韻引伝文云々」

(ヌ)輔車ツラカマチツラカマチ 此訓吉備大臣説云々時棟難之頼隆答之如正義又者正義意 頗非此訓意歟 (巻五裏書)

(ル)又不レ能レ於狄ニ。狄伐ツ之。(巻五。合点あり)

(ロ)既に済レ魏人深而還ルト (上欄「サハイテ江」) (巻九)

(ワ)市ノ人皆哭す。(巻九。「江」点は清家が音読するに)

(カ)対曰、君之訓なり也 (巻十二)

△將レ食カ張カ如レ厠カ陪カ而卒カ (巻十二。文選註。江説と關係あるか)

〔古文尚書〕

① 神宮文庫蔵古文尚書正和三年(一三三四)点十三軸(清家点本)

(巻十三、識語中「本奥云」として)

応保二年(一一六二)四月廿六日見合或古本之「仲書江家之經本也披合之処其」可取之事有数仍「部」所校合也 建保六年(一一二

一八)七月九日授仲光了 在御判

〔大江家に尚書の讀のあつたことは次で知られる。〕

頃年以彙衆代侍読之苗胤、以尚書一部十三卷、毛詩一部廿卷、文選一部六十卷、及礼記文集、侍聖主御読(江吏部集申)

〔周易〕

① 書院部蔵周易要事記 一冊 室町時代写本(菅原為康)

(イ) 或本日、凡易経、倭点ト云ヘトモ、先江家菅家ノ二点アリ。江家ハ吉清大臣家ナリ。菅家ハ北野君家ナリ。京師ノ諸儒ハ或江家

ノ点モアリ或菅家ノ点モアリ。足利ハ皆菅家ノ点ヲ為レ本ゾ。サ

テ此易題号ヲモ、周易 上経乾伝第一トヨムハ江家ノ点ナリ。言

ハ乾卦ノ中ノ卦トモ伝ト云心ソ。乾伝第一ハ菅家ノ点ナリ。言ハ

諸卦ノ中テ乾伝第一ナリト云義ナリ(略)

(ロ) 二二三乾レ下下是ハ菅家ノ点也 乾下是ハ江家ノ点也。又義ニ

乾レ下下此点モアリ。是モヨキ也(略)

(ハ) 長保四年(一〇〇二)十一月十四日江匡衝以易筮身勞以被申、

子息昇進所望、其先維時卿伝易、又都良香説伝易説(略)今之易中

興、多出自此信西従心也。以愛易筮以授季親。古者清行者、受筮

漢中等之説。清行以此術、教三人、所謂日藏淨蔵大江也

〔毛詩〕

① 大念仏寺本毛詩二南 鎌倉期点(紀伝点)

(イ) 故レ嗟カ歎カ (音息江) (を用いたる)

② 清原宣賢講述毛詩抄(岩波文庫本(一))

○ 風は風なり、教なり。風して以て動す、教して以て化する。

○ 江家には化をかはるとよむぞ。クワすとようでもかはる心まで

ぞ。

○ 礼義に止るは先王の沢なり。

○ 薄に我か衣を浚ふ。

○ 故に郷人に用る、邦国に用う。

○ 彼の崔嵬に陟りて我が馬馳陞しぬ。

クワイタイとやみぬ(江)

□江家にはくわいたいとやみぬとかたちよみにするぞ。

○彘斯の羽あり、説読たり。

○頃篋に盈す。嗟我れ人を懐ふ、彼の周行に實ぬか。

○菘蒔たる甘棠、翦こと勿れ、伐こと勿れ、召伯が羨し所なり。

□江家のひろるずみ菘蒔たる甘棠を、なきつそなうつそと読ぞ。

何とやらう吟が短て悪きに、彼によみかゆるぞ。日本紀などにこの類がををいぞ。上古は皆かうぞ。

(右例の如く大江家の点との異同を録した所が全部で八十一例認められた。これについては、次節参照。尚、阿足院蔵毛詩(眞賢点の移写)にも、

○勿れ翦 勿れ伐
○郷人 教
○南 ナムト云は江

の如く、右と同じ種の異同が示されている)

□大江家の毛詩の読のことは「江吏部集中」で知られる。

〔老子〕

① 梅沢彦太郎氏蔵老子応安六年(一二七三)点(中原家か)

(イ) 「道沖」の上欄 「江本況」件如字「者也」願云中也」簡

文云「静」述云道法一也冲放也」

(ロ) 夫唯無知こと是を以て不我レヲ知ラ

(ハ) 不可レ知ず和、江家本也(序)

② 書院部蔵老子至徳三年(一二八六)点(清原家であらう)

(イ) 吾所一以告レ子ニ若キ是の而一曰(序)

(ロ) 上一下。二一篇・八十一章五千余ノ言(序)

③ 慶応大学図書館蔵老子天正六年本

(イ) 江本冲直隆切如注中也願云中也簡文云静述云道法也冲、深也

(ロ) 上一下ノ二一篇

□大江家の老子の読のことは次で知られる。

又近侍「老子道德経御読」(江吏部集中)

就中祖父江納言(維時)、以「老子経」奉授延喜天曆二代明主

〔文集〕

① 書院部蔵文集元亨四年(一二三四)点(原正家(日野)の訓をも伝える)

百一余人(左傍黄筆「餘江」)

由染工々々(上欄黄筆「楽工重点無之江」)

祇(右傍朱筆「マコト」、左傍黄筆「タ」、上欄黄筆「祇作只或タ、」)

應(右傍黄筆「ヘシ・ワレハレヌ江」、(左傍「ハレ」の)

詳細は、拙稿「神田本白氏文集の訓の類別」國語と國文学昭38 1月参照)

② 猿投神社蔵新樂府上貞治二年(一二六三)澄蒙書写本

(イ) 上一元 太一に、虚ク祠一掃す(海漫々)

(ロ) 立一部又退ラレテ何シ、所レアル任スル(立部伎)

(ハ) 見、應一(上陽白髪人)

(ニ) 上台半減へて中台折(司天台)

(ホ) 刀の痕(蜜子朝)

③ 大東急記念文庫蔵金沢文庫本文集寛喜三年点本

(イ) 選部の令用「其の法」を。(卷二十四)

(ロ) 尾激々 (卷二十一)

江本激今一字无之

○大江家に文集の訓読のあつたことは次の記事で知られる。

近日蒙^レ論命一点文集七十卷、夫江家之為^ニ江家、白樂天之恩也、故何者、延喜聖代千古維時父子共為^ニ文集之侍読、天曆聖代維時齊光父子共為^ニ文集之侍読、天祿御寓齊光定基父子共為^ニ文集之侍読(略)匡衡獨為^ニ文集之侍読(江東部集・中)

已刻召左大弁匡房、仰文集江家本書点、家中移点被示也(後二条師道記、応徳三・十・二十七)

江中納言來臨、受文集説一二六七帙許所読也(同、永長元・十二・五)

〔文選〕

① 九条家本二十二軸藤原式家長英・師英等の写点

(イ) 本云「弘安八年(二二八五)六月廿五日以菅江兩家証本校合書写了」散位藤原相房(卷一 識語。正慶二年写)

(ロ) 海一若^ノ游ヲ於玄一渚^ニに(卷一、西京賦) ノフタツミ

(ハ) 海若(卷二、三都賦序) 神也シヤ江

(ニ) 為す爐^{ヨシト}好也(卷三) 音宜

(ホ) 東^{音宜}厓(卷四、甘泉賦) カイ江

(ヘ) 蟬一冕而襲^{ケル} 執綺^ヲ之士(卷七、秋興賦) キタル江・重衣也

(ト) 闕側^{音規} ホリソノハタツハカリにシテ 足以て及泉兮(卷七、〃) 音規ホリソコシテ江

(イ) 將^{イツク(カ)ヤマむ}に焉^{ツギン江} (卷七、月賦)

(ロ) 滿^{アラクメテ}一室^{カカレ}交容^ヲ (卷七、〃)

(ハ) 太子^{音赤先}射^{江六子夜反} (七、鸚鵡賦)

(ニ) 每^{コトニシ}言^{イフテ}而称^{コレを}斯^ヲ (卷七、〃)

(ホ) 色^{ヤヒトを}思^フ其柔^{ヤカ} (卷十、補亡詩)

(ヘ) 生^{江一}一平少^{江元}一年日^{マシハレリ} 分^{マシ}て手^ヲを (卷十、別范安成一首)

(ト) 峭^{音小}嶠^{土氣反} 竹^{マシ}得^{ハレリ}たり其真^ヲを (卷十一、招隱士詩)

(ニ) 視^{タル江}ル浮^ノ雲^ノの朔^ノ (卷十五、詩四首)

(イ) 臣^{ツフサニシテ}・具^{江本無之} 表^ヲを以^テ聞^ス (卷十九、陳情事表、康和元年頃)

② 猿投神社感文選卷一 弘安五年写本(藤原家点か)

○ 郊^{スルニ江}一野^ニ之富^{ナクケ江} 為^ス近^ニ一蜀^ト (西都賦)

○ 而^{シテ}て論^ヘ功^ニを仁^ニ聖^ノ之事^ト、既^ニに該^{ハレ}而^テ (東都賦)

○ 識^{シカン}函^{トキキハ}一谷^ヘ之可^キニ^ト 関^ニ而^テ (東都賦)

○ 於^{アラホキニ江}・皇^{タノシム}・案^{タノシヒキシヨヲ} (靈寢詩)

③ 猿投神社感文選卷一 正安四年校本(菅原系か)

○ 貨^食殖^{ミトコロニ} 三^{ニラヒ} 選^{江ナウコロ} (四都賦一六六行)

○ 郊^{カウ}一野^{ヤノトヒ}之富^{江ナツケテ}・号^ヲ 為^ス近^ニ一蜀^ノ (〃 一七二行)

〔大江家の文選の読は江吏部集中「文選一部六十卷(略)侍聖主御説」で知られる。「又江家私記」があつたらしい(江談抄)。
又、元秘抄には匡房の文選の事が見える。

〔貞観改要〕

① 慶応義塾大学新道文庫蔵松崎慎堂手校本
(慎堂自筆校合凡例三葉中に左記あり)

江家本 原本卷子本有匡衡「朝臣與書故称江本(慶応義塾大学所蔵漢釋古抄本展覧書目録)

〔帝範・臣軌〕

① 成筑堂文庫蔵本(寛文八年版)

(帝範奥) 件書上卷云「康平三年(一〇六〇)五月五日点之 札部郎中江匡房」 同下卷云「康平三年五月六日点之 治部少丞江匡房」

② 書院部蔵(臣軌一帖)鎌倉時代点(菅原家系か)

① 五一殺 生焉 掘レ之を 江本ヲ点 ナル江

③ 潜一諫す (一言が字音註に對して江訓は和訓)

④ 陰一易 不ニ革其ノ心を安一危 不ニ変ニヤ其志一を

⑤ 日 斯一謀・斯ノ猷・惟レ・我か后之徳 乃リ

⑥ 親非レ君に而モ 不レ存。

⑦ 焉・有・む爲して人の父母・と・而モ憎レ之者、

訓じ「童」は 不誦を示す)

① 偷 合ヒ・苟モ容
イヤレクモ江
ワレヲ江
② 余 欲ス 左一右ニ 有一人一
右のような「江」の註記例が全部で八十四例認められる。詳細については次節参照)

③ 猿投神社蔵帝範・臣軌 南北朝書写

(臣軌の奥に「本云永仁二年五月廿一日点畢散位藤長英在判一の記あり」)

○帝範卷上

○君体編

○斯の二は者

○億兆ノ之所瞻

○股肱既頌

○其・為ニ壅塞を

○跨

○其の理・可レには用ツ・不レ責ニ其の文一を

○術は以テ神一隠

○道は以テ

○封

○故に与レ人・共に治む之

○故に与レ人・共に守之

④ 慶応大学図書館蔵 帝範・応安元年写本

○設令を

○此・求レむる人を之貴也

○折レ楹を壊レ疎を

○不レ以レ卑 而レ不レ用・不レ以レ辱 而レ

○言之而モ是

○折レ楹を壊レ疎を

○此・求レむる人を之貴也

○折レ楹を壊レ疎を

○不レ以レ卑 而レ不レ用・不レ以レ辱 而レ

○言之而モ是

○折レ楹を壊レ疎を

○此・求レむる人を之貴也

○折レ楹を壊レ疎を

○不レ以レ卑 而レ不レ用・不レ以レ辱 而レ

○言之而モ是

○折レ楹を壊レ疎を

○此・求レむる人を之貴也

○折レ楹を壊レ疎を

○不レ以レ卑 而レ不レ用・不レ以レ辱 而レ

○言之而モ是

江点を傍訓として記す所多し(殿庭義塾 漢籍古鈔本展覧目録)

〔後漢書〕

〔帝王略論〕

① 東洋文庫藏 卷一、二、四(残三軸) 鎌倉末期点

(卷一奥に「本文永七年六月廿日以総州菅公氏之本書写点校了」)

称二州在江本 燕王と。(卷四)

① 書陵部藏 後漢書三十五冊 文永二年(二五二)点

本云「文永三年(二二六)十月十日重見合家本了」奥書云於京極亭受説了時菅吏部若合俊信發勸了」正家以此本侍読写忠徳二年

(二〇八五)応鐘十有四日亥刻於灯下点合之時也雪紛々月蒼々氣冴手亀」広綱嘉承二年(一一〇七)四月四日丙刻許以証本点合了粟田大臣之説也以江本合了云々 学生顕業(以下略)

□左大弁来(匡房)、読後漢書之後二条師道記、寛治六・三・廿九この外、音人は菅原清公に師事して後漢書をよみ(元慶元)、又江談抄によると、「廿八将論」に爛脱(五卷)、「和帝紀」に読清一行(六卷)あることを記す。

〔史記〕

① 延久五年点 残卷三軸

延五正廿四辰書了」同年同月廿九日点合了」延五四一受訓了」学生大江家園(毛利家蔵呂后本紀第九)

延五二七夜於燈下書了」同年同月九(八を訂す)已刻点合了」延久五年四月受訓了」学生大江家園之本(東北大学蔵孝文本紀第十)

延五暮春十二晡時執筆同刻書了」(卷)「同年四月受訓了学生大江家園」(大東急記念文庫蔵孝景本紀第十二)

② 書陵部藏史記正義永正七年移点本は藤原式家英房の点

(イ) 「本云 善清一 江匡一 橋直一 已上三説並存」

五帝本紀第一奥に右の記事あり「江匡一」は匡衝か。

(ロ) 本文、欄外中に多数の「江」と注記せる異訓がある。

ラハ スルモノ シメン・ツヘキ 治メ者欄 ヨクサマツヘキモノアリヤ江

有能ク 使メツヘキ 上ヨクシツヘキモノアラハ橋

サリ 即求レハ 嘗在レリ側カニ (以上五帝本紀)

トモニスルニ 去レルコト 柳ノ葉ヲ百一歩

已ニ一死レニケン (タラント江) 旁 出セリ

ツケルコト (ツクコト江) 之而 言 可レコト續トス(ツツ江)

ケハ (マクソツ) 順ヒ事父及後ノ母ニ (「本一ハ」)

帝一堯老 又江・タリトシ語 フ江木 乃派ニ 四一凶ノ族一ヲ

ニシテ能ク信マアリ (音)セシメタリ江 乃派ニ 四一凶ノ族一ヲ

舜ノ日・天一也一夫上 天ナリ也夫 江家点夫字不註之 (以上五帝本紀)

何 拮ナニヲ 非ヤ其ノ人ニ上 何 拮 非 其 人ニ (周本紀)

食 以レシムル (ス江点朱) 駭一驥ヲ (魯仲連都陽列伝)

(右の他に字句の異同を示す例が諸所にあり)

〔和漢朗詠集〕

① 国立国会図書館蔵和漢朗詠集室町期写本二冊

本奥の「建長三年十二月廿九日侍御読畢文章博士菅長成」「弘安三年九月廿三日書写畢(略)散位藤忠長」等の古本を「文化十一年二月初吉以古本校之 勘解由長官菅原長親」の転載したもので、巻下奥(朱筆)の中に、

故江大府卿(匡房)為匡時臣被勅付之文也云々 每詩哥所々々、
しうよき云々雖不知由緒所注付也

とある。本文中、巻上(藍)巻下(朱)で「江本」「江」の注記がある。欄外の漢文の勅物は「朝綱」「文時」「古人」「匡衡」等江家の学者の記事であるから、これが識語にいう匡房の勅物と見られる。又疑冬の「我が宿の」の歌、隣家の「君がやど」の歌の下に片仮名にて「ユ、シウヨキ」とある評言も亦、識語のそれに合う。又「ハルカスミタテルヤイツコ」の歌について「江本此哥不載」や「イサケフハ」の歌に「南有江本無之」等や、本文の字句の異同に「江」の注記があるのは、大江家にも和漢朗詠集の伝本にあつたことを示すものであろう。しかも、漢詩句の訓法の上にも、次の如く「江」の異訓を併記するから、江家の朗詠本は、単に勅物や本文ばかりでなく、訓読の上にも、家の訓読法を持つていたと考えられる。

○花^レ入^ト (巻上) ○潦^レ倒^ト翁^ト (「ヲナブレタルヲキナ」の右傍訓もあり)
○開^レ (巻上) ○花^レ便^ト入^ト (巻上) ○潦^レ倒^ト翁^ト (「ヲナブレタルヲキナ」の右傍訓もあり)
○開^レ (巻上) ○花^レ便^ト入^ト (巻上) ○潦^レ倒^ト翁^ト (「ヲナブレタルヲキナ」の右傍訓もあり)

〔匡房が勅命を奉じて朗詠の研究に従つたこと(今録二・紅葉の)や、
「江帥朗詠注」「朗詠集江注云」「江注」(袋草子上)や、清輔
本古今集勅物の江注で、大江家に朗詠のあつたことが知られ
る。
その他、江本万葉集が知られるが、本稿には直接の関係がないの
で省く。

以上の事実により次の事が考えられる。第一に、記録に、大江家の学者が漢籍を「侍読」「御読」「点」「加點」したとある記事はその殆どが、^(注5)実際の訓点資料に留められた「江」や識語の残照によつて証される。第二に、右によると、紀伝道たる大江家は、単に史書・文選・文集のみでなく、広く経書や子書にまで、学問が及び、しかも大江家の独自の訓法を持つていたことが判る。「紀伝明経者共以可^ニ広^ク学^ブ也」(江談抄二)であつたことが知られるのである。第三に、既に、大江家が他家とは異なる、「江家点」(契文)・「江家本」(書漢)・「江家説」(史記、孔)或いは「江家私記」(逸文)・「江註」(和漢朗詠集)なる語が、平安時代から見え、大江家独自の内容を持つていたろうと考えられる。それは遅くとも、平安後期(匡衡・匡房)の頃には確立していたであらう。

三、大江家の訓法の特徴

大江家の訓法の特徴について、従来判明した点は次の内容である。^(注6)

即ち、文集の訓法について、書陵部蔵時賢本の色合けに基づき、

菅原家訓と大江家訓との相違に、

(1) 菅原家訓が音読する語を、大江家訓は和訓に読む。

(2) 菅原家訓が助詞・助動詞のない箇所を、大江家訓では助詞・助動詞を添える。

(3) 大江家訓に「イト(最)」を用いる。

(4) 大江家訓に「たり(指定助動詞・形容動詞)」を用いる。

(5) 大江家訓にも撥音便がある。

を認めた。これと同じ本の、菅原家訓法と藤原(日野)家訓法の相違に徴して、大江家の訓法は、菅原家の訓法よりも和文的かと見られるが、藤原家に比べると訓読語調の勝つ訓法と認めた。

右の相違は、毛詩抄における、大江家と清原家の訓法の相違にも相通じた。

さて、前節に挙げた、諸資料に残る「江」注記の別訓は、その資料を訓読した他家学者が、その箇所訓法において自家と大江家とが異なることを注記し明示したものであるから、この二者の相違を整理すれば、その家に対する大江家の訓法の特徴が推測できる筈である。整理に当って注意しなければならない事は、(1) 相手の家学の系統を知ること、(2) 「江」注記訓の少量のものは第二等資料として、避けること、である。そこで、前節に挙げた十六点の資料の中から、「江」注記が多量である所の「毛詩」と「臣軌」とを先ず取上げる。

一 毛詩における江家訓法の特徴

毛詩抄(岩波文庫本(一))。倉石武四郎・小川環樹校訂(は、清原宣賢講述によるもの

ので、これが清原家の訓法を伝えるものであることは、清原教隆加 points 群書治要卷三毛詩(建長五年(一二四三))の訓法と比較して大同であることで知られる。(る訓は群書治要には認められない)

毛詩抄に引用した「江」訓は全部で八十一例認める。この「江」訓と清原宣賢の家訓との相違を整理すると次の如くである。(数字は庫本の頁数)

(1) 清原家訓が音読する語を、「江」訓は和訓に読む。(十五例)

(△この例外)

○礼義に止とどまるは先王の沢タクなりうつくしびなり (143)

○窈窕の淑女を、鐘鼓をもて楽カクセセヘイ (はむ江) (154)

○彼セツの苗イたるは葭カなり (1146)

右の外 (1) 32 32 32 58 79 313 337 347 348 349 369 377

(例外) 巷ちまたに居をる人 無し (2) 372 (他に 247)

(2) 清原家訓が助詞・助動詞の無い箇所を、「江」訓は助詞・助動詞・形式語を添える (十三例) (△この例外)

○女有くるまて車をを同せりす (1) 395

○風其なむぢれ女をを漂ふく (1) 400

○故キヤウに郷に人に用にる、邦ホ国に用う (1) 13

○南ホとは「言コトは」化カタ北ヨリ自ヨリして南ナす (1) 146

右の外 (一 52 59 62 350 375 412 81 373 419)

(例外) 彼かこは江 (二 332) (他に 1405)

(イ) 傍訓・読添語の相違 (清原家の方が即字訓の傾あり) (三十五例)

○言に足す (一 133)

○窃窬かなしびを哀(を) (一 48)

○羔羊かひらぎの皮あり、素すき糸いとをもて五い蛇うずにせり (一 119)

○其たのしの樂び 只し且は (一 338)

○終とをに兄弟をを遠とをざくれば (一 350)

○且また爆はす 乃なり江に (一 171)

418	423	425	373	377	110
(右の外)	54	55	58	67	87
	104	129	135	137	338
	343	344	345	350	354
	356	372	385	389	390
	400	406	406		

(ニ) 接続法の相違

○清原訓が終止する所を、「江」訓は続ける。

他人を父と謂いふ 亦か我がを願ねがひること莫なし (一 350)

○清原家訓「…れば」、「江」訓は「…して」とする (三例)

政教失せれば 国・政を異ことにし (一 41)

遠とをざくれば (一 350) 乱世らんせいなれば (一 411)

(ホ) 助字を大江家訓は不読とする (二例)

(イ) 彼をもふかな (江家にはをもふ) (一 52) (他に 182)

(イ) 「江」訓は文選読を用いる。(八例)

(他に 63 69 69 70 70)

二 臣軌における江家訓法の特徴

書陵部蔵臣軌一帖鎌倉後期点は、識語を欠くが、その訓法は菅原家の系統の特徴を示すと見られる。(注7)

この資料に注記されている「江」訓は全部で八十二例を認める。この「江」訓とその本文との相違を整理すると次の如くである。

(イ) 本文の訓が音読する語を、「江」訓は和訓に読む。

生 <small>(音)す</small>	生 <small>ナス江</small>	嘉 <small>キミナ江</small> 一飲 <small>(音)</small>	嘉 <small>ヨキハカリコト</small> 一謀 <small>(音)</small>
ナル江	ナル江	嘉 <small>江无引点</small> 一謀 <small>(江訓は和訓の意)</small>	
潜 <small>カクシイナム江</small> 一諫 <small>ナリ</small>	生 <small>イサクキヨクシ江</small>	流 <small>タスクセント江</small>	左 <small>タスクセント江</small> 一右 <small>左一右</small>
上 <small>上</small> 一通 <small>上</small> に通 <small>上</small> (スルコト)	斯 <small>タクヒ江</small> 一飲 <small>ノ</small>	不 <small>ミチハ江</small> 營 <small>ニセ</small>	過 <small>ア江</small> 一任 <small>イ(ト)ナマ(マ)江</small>

諍カクシ一臣臣

(例外) ヤスケレ 泰(音)江なり 相(音)江す一親親

(ロ) 本文の訓よりも、「江」訓は助詞・助動詞・形式語(トイフ)の読添が多い。

日 <small>イハク</small> ス一謀 <small>ス</small> ・斯 <small>ス</small> 一飲 <small>ス</small> ・惟 <small>ミチハ江</small> レ・我 <small>ト云ヘリ江</small> か后 <small>ト云ヘリ江</small> ノ之徳 <small>なり</small>
陰 <small>イ</small> 一易 <small>イ</small> (「は」の「江」)
不 <small>アラハシ</small> 三革 <small>三</small> ニ其 <small>其</small> ノ心 <small>心</small> 一を安 <small>に</small> 一危 <small>に</small>

(「は」) 悪を「は」に 其惡(「は」) 私門ノ江に江

(例外) 理ヲナラむ 禍一福ノ江本無ノ点 萌一生ノ江無シ点 鏡水の至一公ノ江

自動 ヲにアットム 江无ニ点

(イ) 傍訓・読添語の相違

アキラ(カナル) キ江无キ点

頭 小 而 成ル焉

アヲハル江 に(シ) ヲナマル コノユヘニ(イハユル)ノ(タハシ)ナニヲカ

倫 無別 理 所以 所誘 曰 笑

イヤシクモツ ワクコト江 ス江 ユヘ江 日(ハ)江 笑 ナソ江

突 焉用ム 猶レ 是 欲 ナソ江 ナニヲ モテカ カク

無一形を 寧於禍一福(「を」) ヨクシテ ヲ江 すること

(佳)兵に 通道(「に」) 接統法の相違

以ニシ長一栄一江(点で続く)

頭一答 ヲシ

見 遺一忘也則 濟水

(例) 助字を「江」訓は不読とする。

アキラ(カナル)カナ 哉(「哉」を江家) 阿ヲハル江 (は不読とする)

有^{シテ} 二人の父母^ニと而^モ憎^ム之^レを者^ノ (江家では「憎むこと有り」と訓じ、「者」は不読の意)

有^ル江^ノタキ^ニことノ江^無之^ル 有^ル江^ノ江^無之^ル 有^ル者^ハ 有^ル者^ハ 有^ル者^ハ 有^ル者^ハ

可^レ謂^ニ至^一忠^至一正^能以^レ道^濟 其ノ君^ヲ者^ハ

佳^キ 兵^ニ者^ハ 不^レ一^レ器^{ナリ}

親非^レ君^ニ而^不レ存^存 (「而」を江)

(イ) 本文の文字の異同 榮一辱 而 風 有一人 過一失

(ロ) その他 不^レハ能^能 正^正 其身^ニを如^如正人(不^レ能^能正^正 其身)

妄^妄 行^行ニテ過^過一任^任を 行^行 過^過一任^任

濟^濟・其^其・不^不レ^レ及^及 (濟^濟其^其不^不レ^レ及^及)

右の毛詩と臣軌とにおける、清家、菅家訓と比較した江家の訓法には大略共通する点を認める。即ち、江家訓は(イ)音読に対して和訓を多く用い、(ロ)助詞・助動詞・形式語を、より多く読添え、(ハ)傍訓等の異同に江家訓が和文的であり、(ニ)助字を江家で不読にする点に共通する態度を認める。しかし、(三)接統法の相違や例外において少違があるのは、清家と菅家との訓法の相違を反映するのであろう。又毛詩の「江」注に文選説を見るのは、同じ江家でも資料(書物の性格)によつて少異があつたかも知れない。

右に比較して得た結果を、先の文集における菅家と大江家の相違と比較すると、よく共通することが判明するのである。

さて、前節に挙げた江家訓読残存資料のうち、毛詩・臣軌以外を見るに、江家異訓を實際に数例以上示すものに春秋経伝集解（清原家訓法）がある。その江家訓と清家訓との相違は、

(i) 清家音読に対し江訓和読

キロフシ家説 市一人 訓 なり
為魯夫人 ノ江 ヲシヘ江

(ii) 江訓に読添語が多い

震一電 立 タリ 伐 ウツ
ストナラバ江 ケラシ江 ノシム江

(iii) 傍訓の相違（江訓の方が和文的）

睦 ムツヒントス ナケント云 不レ能 (ハ) サハイテ
ムツマシ江 ナイコトナリ江 ス言カ)ラ江 (ト) 深ト、ロイキテ江

となつて、毛詩抄における、清家と江家との訓法の相違に相通する（春秋経伝集解の文選註も「江」の注記がない）。
（が、毛詩抄に徴して、江家訓かも知れない。）

これに対して、残る文選・猿投本帝範臣軌・史記正義における、

江訓とその本文の訓との相違は右と様相を異にする。

(一) 文選（藤原家訓）における江訓の特徴

(ii) 傍訓の異同

燧 ヲシト 雙 ケル ホリソハタツハカリにシ)て ヤマむ
ヨシヒト江 キタル江 関ノコシテ江 ツキン江

アラタメテ コレを 斯(以上九条本)

変レ容を カヘ江 コヘ江

号ハチ ヲホキニ江 タノシム 樂 (以上弘安本)
ナツケ江 オホイナルタ)シヒアリ

江ナウコロ 江ナツケテ (以上正安本)
ナ、コロニ 号ハテ

(ii) 読添語の異同

峭一薄 として マシハレリ (九条本)
タル江 ノ江 アヒタニ江

而て 論 (正安本)

(ii) 猿投本帝範臣軌（藤原式家）における江訓の特徴

(i) 傍訓の異同
マホリク オコタルときは スレは 宜ヘシ江
瞻一仰 隕則 為

(ii) 読添語の異同
アトコヒに にはッ ルには にはヒ ナラは アラハシテ
跨レ 郡 可レ用 スレ用 不レ尊 スヘ江 是 頭
ヲ江 ヲ江 ヲ江 ヲ江 ナルトキハ江 スニ江

求 ムル 曠 ナレは 柁隠 なるを 光一大 なるを
カ江 ハ江 ヲ江

(iii) 接続法の相異（大江家訓は続く）
一レ心 を 婁レ 疎を
シ江 テ江 ト

△「ヲ江」(二例) 存疑。「ヲ江」の誤写か。僧侶移点の發
投本では「之を」と一般に訓じている。

(ii) 史記正義（藤原式家の点を基と）における江訓の特徴

(ii) 傍訓の異同

サリ 送一送)ン モシ トモニヌンニ レルコト
ノカレニク江 即 与 スナハチ江 オヨホス江 註 去
ナケン江ナレン

(ii) 読添語の異同
ニケン ト 出 タリ江・南
(i) 死 (タラント江) セリ (ii) 就 (ツクコト江) ケハ

(iii) 可^{マアリ}續^{マアリ}(シツ江) 信^{マアリ}(至^{マアリ}音^{マアリ})セシメタリ江)

(iv) 接統法の異同(江訓が切れる)

老^{マシ} ^{マシ}以^{マシ} ^{マシ}順^{マシ}事^{マシ} ^{マシ}ツコト

(v) 助字を不読とする

天^{マシ}也^{マシ} 夫^{マシ}

(vi) 江家点夫字不読之

四一凶^{マシ} 信^{マシ}(至^{マシ}音^{マシ})セシメタリ江)

右の三資料における相違が傍訓・読添語の異同を主とするもので、三資料共に通ずる点があるのは、共に藤原家の訓法を伝えるからと考えられる。しかも、それに対する江家の訓は、比較的即字的な傾向にある。これは文集において、藤原家訓法より大江家訓法が和文的でないとした訓読態度に通ずる。

次に、日本書紀神代巻における「江」訓と卜部家の訓法の相違にも、前節に一端を示した如く右の相違に一脉通ずることが感得されるが、しかし、江家訓には古訓法に一致する特異な訓もあり、又両家訓とも漢籍とは異なつた訓が多いので、国書の書紀の訓法については、改めて別に考える。

以上の如く見ると、大江家における漢籍の訓法は、書物の性格に基づく少異はあつたであろうが、大綱において、此の家として共通する一定の訓読態度が存したと考えられるのである。

四、史記延久五年点の訓法

大江家関係者の加点になる訓点資料として、現在唯一の漢籍に、史記延久五年点三軸が知られる。(延久五年点の識語は前掲)学生大江家国が延久五年正月から三月にかけて書写し、点合した本を以て、同年四月一日、四日、某日に受訓した訓法が、今問題となるものである。家国は、文章博士で大学頭通直(注寛弘七年)の孫で、通直は文章博士朝綱(承平四年)の孫に当る。この「学生家国」の「受訓」内容が、果して彼の属した有力な氏族大江家の訓法であるか、或いは他家のものであるかを、実際の訓読語法の上から検討しようというのが本節の目的である。

史記延久点と同じ本文を含み、且つ訓点を付した資料に、書陵部蔵史記正義永正点四十三冊がある。その第八冊が呂后、第九冊が孝文・孝景本紀を収める。本書は第九冊の識語により本文は実隆筆、訓点は子公案に紀伝点を今様形式にし「無毫釐之差」く移させたもので、更に封禪書第六・河渠書第七・平準書第八・太史公自序第七十の識語の「本云」により、藤原式家英房が「馬史一百三十篇之点写」したものであることが分る。本文中、多くの異訓を併記するがその中に「江」と注記する訓(前掲)は、五帝本紀第一識語の「善清」(江) 江臣(衛) 橋直(尊) 已上三説並存」とある記により、大江(衛)の訓法と考えられる。本文中「ヨクシツヘキモノアラハ極」 「去サレテ書説」 「良家説」 「巨(勢)家説」 「賀氏説」 「紀家平声」 「藤氏説不説」 「致サントス南」 「微」 (藤原南家)、「南家本以

ナクトモ南

朱輪付之」等の異説注記により、本点はそれ以外の、諛語に言う式家の点法を伝えることが判明する。

さて、史記正義公案移点の「江」注記訓は、呂后・孝文・孝景の第八・九冊中には見当たらないので、延久点の訓法をこの点から証することは出来ない。そこで、延久点三軸と史記正義点の三本紀とに

莫長 <small>マナツル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small>	後相一慢 <small>アサムク</small> 後相一慢 <small>アサムク</small>	噤 <small>シム</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small>	匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small>	不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small>	必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small>	微 <small>ヤウヤク</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small>	約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small>	懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small>	大 <small>ハナ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small>	壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small>
莫長 <small>マナツル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small>	後相一慢 <small>アサムク</small> 後相一慢 <small>アサムク</small>	噤 <small>シム</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small>	匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small>	不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small>	必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small>	微 <small>ヤウヤク</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small>	約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small>	懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small>	大 <small>ハナ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small>	壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small>
莫長 <small>マナツル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small>	後相一慢 <small>アサムク</small> 後相一慢 <small>アサムク</small>	噤 <small>シム</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small>	匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small>	不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small>	必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small>	微 <small>ヤウヤク</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small>	約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small>	懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small>	大 <small>ハナ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small>	壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small>
莫長 <small>マナツル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small> 焉 <small>マナレル</small>	後相一慢 <small>アサムク</small> 後相一慢 <small>アサムク</small>	噤 <small>シム</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small> 血 <small>ケツ</small>	匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small> 匡 <small>タスケヨ</small>	不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small> 不悲 <small>カナシハ</small>	必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small> 必罷 <small>カハラム</small>	微 <small>ヤウヤク</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small> 伺 <small>シム</small>	約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small> 約 <small>ツ、マカシ</small>	懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small> 懐安 <small>オモフ</small>	大 <small>ハナ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small> 盛 <small>シカ</small>	壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small> 壊 <small>レ</small>

ついで、その訓法を逐一、比較すると、全く訓法を同一にする箇所と、同漢文の訓法を異にする箇所とが認められる。後者の、相互に異にする訓法を整理すると次の如くなる。(延久点の数字は該本の行数を示す)

無レシ由 <small>ユン</small> (孝文 189) (別筆か)	無レケン由 <small>シ</small> (朱「シ」も)
不レ取 <small>マウスニ</small> (孝文 73)	不レ取 <small>マウスニ</small> (朱「コトニ」も)
言 <small>マウスニ</small> (孝景 98)	言 <small>マウスニ</small> (朱「コトニ」も)
言 <small>マウスニ</small> (孝文 27)	言 <small>マウスニ</small> (朱「コトニ」も)
為レシ王と而 <small>ナリテ</small> (呂后 127)	為レシ王と而 <small>ナリテ</small> (朱「コトニ」も)
為レシ五 <small>ナシテ</small> (孝景 63) (別筆あり)	為レシ五 <small>ナシテ</small> (朱「コトニ」も)
為レ漢一王 <small>タルハ</small> (呂后 4) (別筆あり)	為レ漢一王 <small>タルハ</small> (朱「コトニ」も)
為レ齊王 <small>タル</small> (呂后 176)	為レ齊王 <small>タル</small> (朱「コトニ」も)
或 <small>ヒト</small> (呂后 100) (「アラク」は実字。左傍)	或 <small>ヒト</small> (呂后 100) (「アラク」は実字。左傍)
或 <small>ヒト</small> (孝文 196) (は実字)	或 <small>ヒト</small> (孝文 196) (は実字)
罷 <small>ヤメテ</small> 朝 <small>ヲ</small> (呂后 68)	罷 <small>ヤメテ</small> 朝 <small>ヲ</small> (呂后 68)
入レレテ宮 <small>イテ</small> (呂后 27)	入レレテ宮 <small>イテ</small> (呂后 27)
勞 <small>ネキラヒ</small> 軍 <small>ヲ</small> (孝文 205)	勞 <small>ネキラヒ</small> 軍 <small>ヲ</small> (孝文 205)

(ロ) 読添語の異同

(i) 語の相違

(延久五年点)

丞相平卒たり (孝文116)

皆薨たり (孝景61)

(類例) 呂后 15 53 90 145、孝景

皆伏 (孝文56) (も「タリ」)

自・財セマシヤ (呂后126) (「セム」)

欲……新 (孝文198)

欲レ為 (孝文65)

從レ朕に六人は (孝文107)

從 (孝文108) (左傍別筆)

入ニ蜀漢中ニ (孝文107)

用レ事 (呂后58) (左訓「キ」)

有ニ他言 (孝文146) (左「ラム」)

反レ上を (孝文171)

謂ニ天下を (孝文84)

(別筆「ニ」ハレ)

(正義・八条移点)

丞相平卒

皆薨

3 4 25 47 52 78

皆伏

自財

欲……新

欲レ為

從レ朕六人

從

入ニ蜀漢中ニ

用レ事

有ニ他言

反レ上

謂ニ天下

必^{スルコト}子^ニ (孝文93)

属^ニ丞相^一 (孝文154)

背^レ德^ニ (孝文170)

欲^レ殺^之 (呂后28)

恵^一仁^ニ以^テ (孝文87)

知^ニ其^ハ賊^ト (呂后43)

不^レ能^ハ蚤^一起^ル (呂后29)

犯^ス (孝文72) (も「セラムヲハ」)

王^ニ 呂^一氏^ニを (呂后65) (も「セムハ」)

有^レ 過 (孝文195)

在^ニ (孝景3) (左訓訓)

知^一見^ル 思^之 (孝文127)

勿^レ王^ト (孝文178) (勿の左「シ」)

当^ニ刑^ト (孝文188)

(ii) 延久点に読添語が用いられない例

禍・自^レ怨^ル起^ル

九歳以下 (孝文102)

必^{スルコト}子^ヲ

属^ニ丞相^ニ

背^キ德^ヲ

欲^ス 殺^ス (左傍「スレトモ」)

恵^一仁^ニ以^テ

知^ニ其^ハ賊^ト

不^レ能^ハ蚤^一起^ル

犯^ス (朱「ヲカゼ」)

王^ニ 呂^一氏^ニを (左傍「センヲ」)

有^レ 過

在^ニ (左傍「イマ」)

知^一見^ル 思^之 (左傍「シハフコト」)

勿^レ王^ト

当^ニ刑^ト

禍・自^レ怨^ル起^ル

九歳以下 (ナルニハ)

禍・自^レ怨^ル起^ル

福^{ヨチ}に^ル 徳興 (孝文183)

(類例) 呂后 120 188 188。孝文 99

〔三〕三年正月乙巳 (孝景15)

六月申戌 (孝景26) 5 8 9 10 20 27 31

(類例) 孝景

〔ヲ〕賜^ニ民爵一級 (孝景5)

(類例) 44 57 68 75 90

莫^レ得^レ見 (呂后103)

(類例) 孝景4、呂后11

〔リ〕已^ニ布 (呂后198)

置^{オク} (呂后11)

服^ス (孝文15)

作^ル (孝景56) (左別筆)

作^ル (孝景36) (左別筆)

〔ツ〕殺^{コロス} (呂后173)

〔ヌ〕帝^{スツ}廢^ス位^ヲ (呂后109)

〔シム〕処^{オカム}王^ヲ (孝文179)

説^{トイテ} (呂后216)

福^{ハヨリ}に^テ 徳興 (孝景2)

110 110。孝景2)

三年正月乙巳

六月甲戌

31 37 39 40 43 45 46 46 52 55 58 60 61 73 74

賜^フ民爵一級

莫^レ得^レ見 (コトマ「ミユル」スコトラ)

已^ニ布 (ケリ)

置^{ケリ} (薄^モあり「ク」)

服^{セリ} (左^モあり「ス」)

作^レル

作^レル

殺^ツ

帝^{スタレヌ}廢^ニ位^ニ (左^{スツ})

処^{シメ}王^ニヲ (朱^{アリ}「オカント」)

説^{シメテ}

佐^{タスク} (呂后223)

〔ム〕降^{レル}者^ヲ (孝文172)

王^{とす}子^ヲ弟^ヲ (呂后67)

抵^レ死^ニ (孝文147)

為^ニ皇后^ト (孝文101)

擊^{ウテト云キ}之^ヲ (呂后65)

(類例) 孝文108 202

〔イフ〕皆^マ曰^{ナリ}：便^{ナリト云} (孝文75)

幸^ニ得^{エト云} (呂后60) (左「テムト云」)

(iii) 延久点に読添語のある例

〔タリ〕勸^ス朕^ヲ (孝文105)

〔ツ〕賊^{シツ}殺^ス (孝文155)

虜^ツ其^ノ王^ヲ (孝文173)

〔シム〕迎^ヘ于^ニ代^ノ邸^ニ (孝文52)

伺^{シム}趙^ヲ王^ヲ (呂后136) (「ム」もあり)

犯^{ケル} (孝文75) (左「サム」)

〔ム〕所^{マウサム}言^ス (孝文32)

佐^{ケシム} (左「ラム」)

降^レ者^ヲ

王^{「ト」セニ}子^ヲ弟^ヲ (左薄^モあり「トス」)

抵^レ死^ニ

為^ニ皇后^ト

擊^{「ト」云キ}之^ヲ (左「ウテト云キ」)

皆^マ曰^{ナリト云}：便^{「ト」云「は薄^モあり」}

幸^ニ得^{「ト」云}

勸^ム朕^ヲ

賊^ス殺^ス (「ツ」も)

虜^ス其^ノ王^ヲ

迎^フ于^ニ代^ノ邸^ニ

伺^フ趙^ヲ王^ヲ

犯^ス (左^{「サカサ」})

所^{マウサム}言^ス

立^{テム}王^を意^を (孝文28) (「む」もあり)
 用^{モテ}伝^を出^を入^を (孝景28) (トス) (左「セム」)
 為^むと^{なり}漸^を (皇后78) (左「ナナム」)
 (イフ)曰^{なりト云}父^{ナリ}母^{ナリ} (孝文195) (左「ナ」)
 上^{レト}曰^云計^ス之^ヲ (孝文79)
 曰^云非^ス (孝文186)
 (リ)燔^{ヤケリ}城^を室^ヲ (孝景16)
 代^{ラムトセル}太^ニ子^に者^ニ (皇后10) (「スル」)
 絶^{タテリ}望^を (孝文13) (左「ツ」)
 貫^{ケリ}天^{のウセ}庭^ヲ中^ヲ (孝景87)
 (類例。 皇后195 214。 孝文132 133)

立^{ツル}王^ヲ 意^ヲ
 用^テ 伝^ヲ 出^ヲ 入^ヲ
 為^ス 漸^ヲ
 曰^ク 父^{ナリ} 母^{ナリ} (左「ナリト」)
 上^{レト} 曰^ク 計^ス 之^ヲ
 曰^ク 非^ス
 燔^{ヤク} 城^ヲ 室^ヲ
 代^{ラン} 太^ニ 子^ニ 者^ニ
 絶^ツ 望^ヲ
 貫^{ツラ} 天^ノ 庭^ノ 中^ヲ
 145 148。 孝景77

(ii) 延久点が続く例
 ハカリテ こと^を 延^を (孝文55)
 謀^ル 為^ニ 大^ニ 逆^ニ (孝文55)
 不^レ 仁^ニ (孝文43)
 天^{ナシ} 生^ヲ 丞^ヲ 民^ヲ (孝文122)
 天^ヲ 生^{ハシ} 丞^{ハシ} 民^{ハシ} (孝文75)
 系^ス 其^ノ 心^ヲ (孝文75)
 (一) 助字の訓法
 (i) 延久点は、接統法の「者」「而」を不読とする。(注8)
 (者) 詔^ノ 所^ヲ 止^ム 者^ハ (孝文120)
 母^ノ 可^ク 疑^フ 者^ハ (孝文28)
 (而) 欲^シ 改^ム 行^ヲ 為^シ 善^ク 而^{シテ} 道^ヲ 無^ク
 由^{ヨシ} 也 (孝文131)
 (使) 延久点は「使テ」と訓じ、「シム」は下の語に読添える。
 (延久五年点) (正義・公衆移点)

ルナサンコトヲ、
 謀^ル 為^ニ 大^ニ 逆^ニ (左「ハ」カ)
 不^レ 佞^{ナリ} (朱「ニシテ」)
 天^{ナス} 生^ヲ 丞^ヲ 民^ヲ
 天^ヲ 生^{ハシ} 丞^{ハシ} 民^{ハシ}
 系^ス 其^ノ 心^ヲ (右「シメ」あり)
 (者) 詔^ノ 所^ヲ 止^ム 者^ハ (朱訓省略「者」)
 母^ノ 可^ク 疑^フ 者^ハ (「キ」「フ」もあり)
 欲^シ 改^ム 行^ヲ 為^シ 善^ク 而^{シテ} 道^ヲ 無^ク
 由^{ヨシ} 也 (而「モ」の「モ」朱)

(イ) 接統法の異同
 (i) 延久点が切れる例
 自^{ハサメリ} 挾^ト 与^ト 趙^ノ 王^ヲ (皇后27)
 取^テ 美^ノ 人^ヲ 子^ヲ 名^ヲ 之^ヲ (皇后99)
 還^テ 報^ス (皇后185)
 皆^{ナリ} 諸^ノ 一^ヲ 呂^ヲ (皇后136) (「に」の点もあり)

自^ミ 挾^{ハサムテ} 与^ト 趙^ノ 王^ヲ (左傍「ハサ」あり)
 取^テ 美^ノ 人^ヲ 子^ヲ 名^ヲ 之^ヲ (左傍「ア」あり)
 還^テ 報^ス 此^ノ 益^ヲ 呂^ノ 氏^ノ 之^ノ 資^ヲ 也
 皆^{ナリ} 諸^ノ 一^ヲ 呂^ヲ 擅^レ 權^ヲ (左「ナリ」もあり)

使^テ 衆^ヲ 一^ヲ 臣^ヲ 不^レ 敢^テ 尽^ス 情^ヲ (孝文144)
 使^テ 使^ヲ 諭^ス 齊^ノ 王^ヲ 及^シ 諸^ノ 侯^ヲ (皇后186)
 令^シ 群^ヲ 臣^ヲ 無^ク 朝^ス 一^ヲ 賀^ス (孝景6)
 遣^シ 丞^ヲ 相^ヲ 頡^ヲ 陰^ヲ 侯^ヲ 灌^ヲ 嬰^ヲ 擊^ス 匈^ヲ 奴^ヲ
 (孝文162)

使^シ 衆^ヲ 一^ヲ 臣^ヲ 不^レ 敢^テ 尽^ス 情^ヲ
 使^シ 使^ヲ 諭^ス 齊^ノ 王^ヲ 及^シ 諸^ノ 侯^ヲ
 令^シ 群^ヲ 臣^ヲ 無^ク 朝^ス 一^ヲ 賀^ス
 遣^シ 丞^ヲ 相^ヲ 頡^ヲ 陰^ヲ 侯^ヲ 灌^ヲ 嬰^ヲ 擊^ス 匈^ヲ 奴^ヲ

(類例、 呂后 30 204、 孝文 7 50 63 73 103 168、 孝景 82)

〔以為〕延久点は「以」為と訓じ、下に「ト」を讀添える。

以^{ハク}為^ズ不^ト類^セ我^ニ (呂后 6) (「ト」もあり)

以^{ハク}為^ズ莫^キ宜^ハ寡^ニ人^一 (孝文 49)

以^{ハク}為^ズ王^モ用^モ婦^ヲ人^ヲ棄^テ宗^ヲ

廟^ヲ祀^ス其^ノ嗣^ヲ (呂后 139)

皆^{ハク}以^テ為^シ宜^シ (呂后 198) (「ト」別筆)

天下^ノ民^ノ當^レ代^ニ父^ノ後^ニ (孝文 99)

(ii) 音読・和訓読の相違

(i) 延久点が和訓

(延久五年点)

ウケテ^テ 奉^ニ詔^一書^ニ (孝文 80)

三^ニ子^一 (孝景 3)

ツいてツキに 繼^レ嗣^ヲ (呂后 106)

所^レ不^レ可^ナ (呂后 68) (「ナル」ナ)

速^ニ (孝文 185)

以^{ハク}為^ズ不^ト類^セ我^ニ (「ト」あり)

以^{ハク}為^ズ莫^キ宜^ハ寡^ニ人^一 (「ト」あり)

以^{ハク}為^ズ用^ク婦^ヲ人^ヲ棄^テ宗^ヲ廟^ヲ祀^ス其^ノ嗣^ヲ (「ト」あり)

其^ノ嗣^ヲ

皆^{ハク}以^テ為^シ宜^シ (「ト」あり)

天^ノ下^ノ民^ノ當^レ代^ニ父^ノ後^ニ者^ニ

(正義・公案移点)

奉^ニ詔^一書^ニ (「ト」あり)

三^ニ子^一

繼^レ嗣^ヲ

所^レ不^レ可^ナ (朱「ナル」あり)

速^ニ (左「ト」あり)

(ii) 延久点が字音

便^ニ (上声あり) (孝文 78)

自^レ置^テ (孝文 63) (別筆「ミ」)

誹^レ謗^ノ之^ノ木^ヲ (孝文 142)

飲^ム之^ヲ (呂后 30) (「別筆」)

不^レ治^ル事^ヲ (呂后 76)

留^テ守^ル (呂后 9)

權^ニ心^ヲ (呂后 104)

故^ニ (孝文 161) (訓の符)

旌^ヲ音^精 (孝文 141) (「別筆」)

且^ニ (呂后 208) (別筆「ア」)

病^ニ披^テ傷^ム (呂后 149)

將^レ行^ク會^フ (孝文 185)

以^テ為^シ得^ル之^ヲ者^ニ以^テ方^ナ數^{ナリト}

速^ニ (孝文 13) (「以」に合点あり)

便^ニ (朱「タヨ」)

自^レ置^テ

誹^レ謗^ノ之^ノ木^ヲ (訓)

飲^ム之^ヲ

不^レ治^ル事^ヲ

留^テ守^ル (「留」守「シ」あり)

權^ニ心^ヲ (音合符)

故^ニ

旌^ヲ (ハタ)

且^ニ (「シ」)

病^ニ披^テ傷^ム (キスラ)

將^レ行^ク會^フ (セント「会」あり)

以^テ為^シ得^ル之^ヲ者^ニ以^テ方^ナ數^{ナリト}

速^ニ (朱「以」あり)

右の相違を、前節に史記正義において、その「江」注記訓と本文（右傍の式家）訓との比較で得た結果と比べると、(1)傍訓の異同、(2)読添語の異同、(3)助字の訓法(4)については殆ど共通し、(5)接続法の異同(江訓が切れる)、音読・和訓読の相違(江訓が和訓)は、右の延久点・正義点との相違の中に含まれる。従つて、史記正義「江」訓対史記正義本文訓の関係は、延久点对史記正義本文訓との関係と等しいと見られる。

前節の猿投本帝範臣軌の「江」注訓とその本文(式家長美)との関係も、又、文選(九条本・正安本)の「江」注訓とその本文(九条本は式家長美・師美ら)との関係も亦、右の延久点对史記正義本文訓との関係に含まれ、相違するものと見られる。

これに対して、前節に認めた大江家訓と菅原・清原訓との相違と右の相違とを比較すると、菅・清家は一方的に字音のみで、又読添語を用いない傾向が強く、異質である。延久点と史記正義点との相違において、兩者相互に字音・和訓や或いは読添語を欠き、又は接続法を異にする訓法を共有するのは、延久点と、史記正義点との相違が、訓読態度として著しいものでないことを物語る。

以上は、他家訓法との相対的な比較によつて求めたものであるが延久点の訓法の系統を積極的に知る方法に、助字の訓法がある。

先ず、延久点の方が、「者」「而」の助字を不読とする訓読態度が挙げられたが、この訓読態度は、前節で、

(1) 書陵部藏臣軌(菅家)で、「江」注は「之」「哉」「者」「而」の助字を不読とした。

(2) 毛詩抄(清原家)で、「江」注は「哉」を不読とした。とする注記に一致する。(「之」は延久点すべて不読である)

次に、延久点における、「使……シム」「以……ト」の訓法は、他の博士家(菅・清・中・式・南家)には見ない所である。「当……ベシ」も他家に少い。「使(七例)」「遣(九例)」「令(五例)」「以(八例)」いずれも右の訓法に従っている。

更に前節冒頭に文集で菅家訓との間に認めた大江家訓の特徴の、(3)「イト(最)」を用いる。(4)「たり(指定)」を用いる。(5)大江家訓にも撥音便がある、ことは、延久点にも、

(3) 以^{ハナ}諸^{ハナ}一^{ハナ}侯^{ハナ}の太^{ハナ}一^{ハナ}盛^{ハナ} 而^{ハナ}(孝景97) (「イト」共に延久の朱訓)

(4) 大横^{タリ}・康々^{タリ} (孝文23) 余^{タラム}為^{タラム}天王^{タラム}。(孝文24)

(5) 入^{イリススムテ}盜^{イリススムテ} (孝文161) 何^{イカン} (孝文84) 寧^{ヤスムセム} (孝文235)

の如く存するのである。

以上の事実によつて、延久点の訓法の系統を推すに、大江家の訓法と認めるのに、一の難点も無いのである。

さすれば、此の延久点の訓法は、紀伝道の中、大江家の学問を知る纏つた貴重な資料と言える。大江家の訓法が、式家の訓法と接近して少異しか示さないのに対して、菅原家の訓法と大差の存するのは、大江・式家が東曹であるのに対して、菅家は西曹に所属する(十二中歴・前田本)ことと深い関係があるろう。

五、擬似大江家資料の検討

世に、大江家の学者の加点到擬せられている訓点資料が存する。前節までに得られた大江家の訓読法の特徴に基づけば、その真偽について一つの発言をすることが出来る。ここには、醍醐寺本遊仙窟・書院部蔵出師表・東洋文庫蔵中庸章句について検討する。

(一) 醍醐寺本遊仙窟の検討

醍醐寺藏遊仙窟一軸は、「康水三年(二三四四)十月十六日模之訖」法印権大僧都宗算(花押)」で、正安二年(二三〇〇)書写交点本を模したことを識語で明らかであるが、その前文に、例の江中納言維時(文章博士(延長七年九二九)在)の伝説がある。此の本の訓法の検討は、次の三点から為される。第一は、異訓として注記されている「菅」訓との比較。第二に、助字の訓法の検討。傍訓・読添語の異同においては、比較すべき資料が無いので有力な発言を為し得ないから、助字と併せて調べる。第三に、博士家一般の訓読法からの検討。

(1) 異訓として注記された「菅」訓との比較

此の醍醐寺本遊仙窟には、「菅」の注記が四十九箇所認められる。これを整理すると次の如くである。(行数字は)

- (a) 文字の異同の注記
- | | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|
| 東一門(左「青菅」) | 305 | 先(左「本菅」) | 310 |
| 夜深(左「菅」二字无) | 520 | 迹(「右「返菅」) | 560 |
| 崔参(左「雀巢菅」) | 299 | 浄(左「静菅」) | 418 |
| 渠(左「渠菅」) | | | |
- 541

(他に 309 319 320 334 348 364 366 413 417 459 511 523 527 572 574)

(b) 「菅」が字音で、本文は和訓
マロハフ(左「テムス菅」)。に合点あり) 280 ヒルコト
去

(二字的中央に合符あり
それに「菅」と付す) 528

(c) 「菅」が和訓で、本文の方は字音
紫一塩(左「紫」) 305 竜一猿(合点あり) 537 相一配

(d) 「菅」の方に助動詞・助詞・形式語を読添える
砕(左「クタク」) 295 至三三里(「里」の左) 572
マアアケサルニ トナフルを「トナフル」の「ル」存 512
三ー更 唱レ 曉(疑。左「ト三コト菅」) 512

(e) 接統法の異同
サキにウクルに せ 294
向一来承二顔一色(左「ウ」) 294
豈敢在レ外(左「在アチ菅」)。下の「妄事ミク」 295

(f) 傍訓の異同
カタミニククル(左「行ユクニ菅」) 537
行レ須レ贈(「贈ヲクリモノス」)

(g) 少一時(左「ノト」) 509
シハラクアルに(左「ニ菅」)

(h) 去レ鞞(左「スツ菅」) 504
サテカハタヒを(左「タウツ菅」)

明一(左「アカツ」) 69 下人(左「シモノ菅」) 292
アキラカナルハ(左「アカツ」) 69
シタノ(左「イケンキ人ナリ」)

シツカサ音
狂一風 (左「フ」七ホ「上」讀) 466

ケウキヨと
欲敬 (左「ナケイ」テ) 522
メムコロナルコトヲ音
苦 (右「クル」シキコトヲ) (左「クル」シカラムコトヲ)

方一便 (左「トキ」ス) 454
方便 (左「レ」セ) 396

カ、リメ音
開 (左「キ」) 527

カラナレ
奈 (左「ナ」カラ) 305
群 (モ、) (左「ク」) 301

半一韻 (左「ウ」) 411
豹 (ウ音) 302

この訓法から見るに、(b)(e)(f)の「音」が訓読語調で前々節の大江と管家との相違に通ずる如くに見えるが、一方(c)(d)(g)は逆に「音」の方が和文的であつて、結局、醍醐寺本における「音」訓は、本文の訓法に対して一定した態度を認め得ない。これは、醍醐寺本の訓法が、「大江家」の訓法に忠実に従つてゐる、とするに疑を懐かせらるものである。

(2) 醍醐寺本遊仙窟の訓法を助字を主として見るに、史記延久点の訓法とは相違する点がある。特に、前節で大江家訓法の特徴と認められた所の「使・令・遣」「当」「謂(以為)」「や」「之」「者」の訓法は、即・遣桂一心通。161(遣「て」) (六例再読)
巧・使王一孫二千一遍死。169(使「て」) (八例再読)
但・令細一眼一合。270(令「て」) (十例再読)

オモフにヲ
謂一余不ー信一 239

マ(シ)に
但(当)に把ニ手一子ニ 170 (「トル」モノナラハ) (「テ」ノ「コ」にの別訓あり)

下官命ニ一箭一射レ之ニシツルにてタウレヌ
無一少一府一公一者上。208

の如く相違してゐるのである。

(3) 博士家一般の訓読法からの検討。

平安・鎌倉時代においては、漢籍の訓法と仏典の訓法とは諸点に相違の存することが判明して来ている。史記延久点も漢籍訓読法の一般に合う。延久点に用いられてゐる訓法について言えば、(1)「言」「語」は「コト」と訓じて「辞」と峻別する。(2)「セマク欲ス」「コトヲ欲」と訓じて、仏家点の「ムト欲」の訓と異なる。(3)「則」は多く上に「トキニハ」を添えてこの字は不読とする。仏家点では「スナハチ」と訓み、「トキハ」の読添は少い。(4)助字「之」を不読とする。(5)助字「耳(而已)」は、上の語に「ラク」「マク」を添え、この字は「ノミ」と表記するのが一般である。特 畏一高一帝一呂太后 威一耳 (孝文本紀延久点) (オモフにオウラクのを「ハ」シ)

そこで、これ等の訓法を醍醐寺本遊仙窟について見るに、次の如く相違して、仏家点の特徴に通ずる。
(1) 可一愛 (トメテキ「コト」ハ) (「ウツクシケナル」「モ」) 100
言 虚一仮 (ミ) もあり (「ノカタリ」の訓もあり) 113
言 (コト「ハ」ノミアル) 145

(ロ) 欲^フのを^ニトラムと 283 欲^フ知^ニ賞^一心^ニ処^レのを 421

欲^フ聞^レ此^ヲ 584

(イ) 向^キ上^ニ・則^チ有^ニ…… 12

輪^マ・則^チ共^ニ下^ニ官^ト 258

廻^マ・則^チ日^ニ照^ニ蓮^ニ花^ト 359

不^レ取^レ・則^チ訓^符あり「スナハチ」(從^シ娘^一子^ニ) 229

在^ト・則^チ七^一葉^ニ貂^ノ蟬^ト 127

(ホ) 天^ア下^メ・唯^リ有^ニ一^ノ面^ノ人^一ノミナラクノミ。 437

得^テ不^レ闕^ル事^カ一^ニ而^レ已^ス。 442

この様な訓法は、醍醐寺本遊仙窟が、大江家訓は無論、博士家の訓法とも縁遠い面を持つことを物語る。(その外にも認められるが、遊仙窟)

しかしながら大江家訓に共通する点もある。「太24025333355」は、一般に認め難い訓であり、「同而語」(「哉」共論)「哉」220も通ずる。しかも極めて古い訓法(平安初期点か漢籍でも古訓法と関係あるものに稀に存する)「来」466「来」354「至」125、「待」464、を認める一方、後世の新しい要素も含むから少くとも現存本においては大江家の訓法の部分的な影響を否定することは出来ないが、大江家の訓法そのものとは認め得ない。

(二) 書院部蔵出師表の検討

平安時代書写とされる(注1)出師表一軸は、新装の軸、表紙で全五十一行の小巻、この表だけ切断された為に識語を欠く。巻末別紙に、畑成文の「右出師表東寺古儀底所伝、大江匡房真蹟云、必有来由、古色霏然、最可宝重矣」の記がある。本文が少い上に、鎌倉時代の何度かの加筆がある為に、訓法の特徴を把握し難いが、

(オモミル)に
以^テ爲^ス官^一中^ノ事^ト……有^レ広^ク益^セ也(「ラモヘリ」の後筆あり)

陛下^ノ親^レ之^キ・信^レ之^キ之^キ則^ト

若有^ハ作^レ奸^レ犯^レ科^ト・及^テ爲^ス忠^一節^一者^ト上^ニ

等の訓法は延久点の訓法と異なる。

所で、九条家本文選の卷十九は、他の多くの巻と異筆でそれより古く「康和元年(一〇九九)九月廿日已刻書了」の識語を持つ。但し本文は寄合書である。卷十九には「諸葛孔明出師表一首」を二番目に収めるが、此の九条本は巻首の幾紙かが切取られて出師表を失している。しかも巻首は紙の前後が乱れている。これにも、院政期の外に鎌倉時代の仮名の加筆が存し、欄外・紙背の昔入れ及びラコト点・濁音符等が、書院部蔵出師表と通う。且つ、紙背の各三毎にある「連」の方印が、九条本にも、出師表にも存する。九条本を窺見できないので確かでないが、恐らく出師表は九条本文選卷十九から切取つたものではあるまいか。訓法もよく合うのである。例えば九条本には、

常^ニ以^テ智^一力^一不^レ可^ク……
使^テ聖^一聽^一知^レ勝^レ臣^者多^ク……

等が存するのである。しかも、九条本文選卷十九は、
日本無之
以_一聞_一(陳情事表)

と「江家」の注記が存するから、大江家以外の訓説とすべきで、従つて此の出師表も、大江匡房真蹟には疑問が残るのである。

三 東洋文庫蔵中庸章句の検討

中庸章句二軸は、巻下に尾題「中庸章句畢」から十五行離れて、

「正治二年(二二〇〇)三月四日大江宗光」の識語がある。宗光は尊

卑分際によると(底本宗元に作る)、明法博士大江広元(嘉祿元年一二二

四没)の子に当る。この識語について、本文と同筆(大江文城)か、別

筆とし又後人のさかしらとするかに先学の説がある。巻上と巻下と

は別人の筆であるが、各々に本文と同じ墨訓朱点がある。墨訓は

ナカラシ 差 欲 陪 矧 組紺 踏 坑一坎 (巻上)

クルシテ フモンシ 无妄 涵詠 無 (巻下)

等、「ン」表記が圧倒的で、撥音に唇内、舌内の区別が無いこと、及び仮名字体「ウ」「ツ」「ラ」「ル」等から見て南北朝初頃かと考えらる。さて、その訓読法を見るに、両巻とも全く共通した態度で、且つ、前節に認めた大江家の訓法とは甚しく相違している。

(1) 文末助字「之」は、コレと訓む(但し、論語等の引用文は不読)

淫_{スル} 於_ニ老_ム仏_ニ者_ノ亦_レ有_リ之_ヲ矣。(巻上)

脩_{ムル} 身_ヲ之_ヲ道_ヲ立_テ故_ニ尊_ム賢_ニ次_レ之_ヲ。(巻下)

(2) 助字「者」を「モノ」と訓する

其_ノ所_ヲ以_テ為_ス説_ハ者_ニ不_レ伝_ハ(巻上)

斯_ノ三_ノ者_ノ指_ニ三_一近_ニ而_テ言_フ(巻下)

(3) 「使」は再読にする。
不_レ使_シテ_モ其_ノ滋_シ長_ク於_テ隱_ニ微_ニ之_中(巻上)

(4) 「哉」を「カナ」を訓する
大_{ナル}哉_カ聖_ノ人_ノ之_道(巻下)

(5) 「当」は再読とする。
乃_天一_命所_レ当_ニ然_ル(巻上)

(6) 全体に字音語が多く、和訓でも一般的な訓が多い。

右により、識語も信じ難く、訓法も亦大江家訓と異なる。此の中庸章句は恐らく中原家の訓法であろうと愚考する。それは、ヲコト点法が明徑点に近いが「ナリ」点に紀伝の点をも有すること、濁音「ト云ハ」外の読添、訓法が清原訓に近いが少異のあること等から符号、推察する。さすれば広元が一時、中原広季の養子であったことと、その子宗光の名がこの中庸章句に仮託されたことの間には聯繫があるのかも知れない。

以上、大江家関係者に擬せられる三点は訓読法から見ると、いずれも大江家の訓と見るには疑わしいものとなるのである。

六、結 語

以上、訓読法の上から見るに、大江家の学問を知る纏つた訓点資料としては、史記の延久五年大江家国の点のみであることが判明した。他は、経・子・史等の点本中に、異説として少数残存する。そこ

に残つたのは、平安時代には、例えば清原頼業の点本が示す様に、他家の訓説を参考考究することがあつたから、当時の学問界に有力士族の大江家の訓説が、彼の「江家点」「江家説」として、他家の点法に採入れられた為であらう。従つて当時には、「江家私記」(文選)・「江註」の如き抜書的なものもあつたろうが、そればかりでなく、全巻加点的漢籍も存したに違いない。それらの点本の大部分が現存しないのは、「江家の書籍は昔より焼ける」のに匡房の蔵書が、その大言に反して仁平の頃皆焼けてしまつた(統古事談二)という記がその一因を物語るものであらう。と共に、「十代次第」し「江家之才徳」を誇つた王朝の旧家も、鎌倉時代以後には、他家の如くには、斯道に人を得なかつた事にも原因があるうと思つてゐる。

(注)

- (1) 桃裕行「上代学制の研究」二三四頁
- (2) 拙稿「老子経の古訓法」漢文教室六十九号
- (3) 注(2)に同じ。
- (4) 天治本万葉集卷十三奥の「天治元年六月廿五日」云々の識語中に「諸家本委比較了云々」とある。卷二の奥書中に江本のことがあると云う(小島憲之「上代日本文学与中国文学」上)。
- (5) 訓点資料としては認め得ないが、記録によると、右の外にも、礼記(江吏部集・中)、漢書・江家本(後)一条師道記、寛治四年四月二十九日、元秘抄「朝綱」、古今著聞集八、今鏡五、孟子(元秘抄「朝綱」)、論衡(元秘抄「匡房」)が挙げられる。
- (6) 拙稿「神田本白氏文集の訓の類別」国語と国文学昭和三十八年一月号

(7) 帝範・臣軌に菅原家の訓のあつたことは、成賢堂文庫本帝範の識語に、「元仁二年三月廿五日侍御読畢、翰林字士菅淳高」とあるので知られる。書陵部蔵本臣軌が菅家のもと考えられるのは、先ずその濁音符に全て「・」を用いることによる。

委^{キョ}任^{シム} 荘^{サツ}子[。] 超[。]然[。] 伊[。]望[。]

筆者の調査によると、博士家では、濁音符に

「・」を使用するのは、菅原家・清原家

「。」を使用するのは、大江家・藤原家・中原家

である。清原家に臣軌加点的ことは知られないから、書陵部蔵本は、菅原家の訓と考えられる。しかも、次に「江」訓と比較した結果が、文集における菅原家と大江家との相違に通ずることもその理由となる。

(8) 「者」「而」共に、文中にあつて接読語となる用法の場合である。この場合は、延久点では「者」^{モノ}「而」^{シカモ}の訓法を見ず、前かその字に、「は」、「て」「ども」の辞の訓を当てる。この訓法をここでは「不読」と称したのである。「者」が事物・人間を指す用法や「而」の文頭に置かれる用法の訓は又別である。

(9) 延久書写本の史記三軸には、所々に異筆による異訓をも併記してある。これは、康和三年(一一〇)正月廿七日(皇后)、二月三日(孝文)二月廿日(孝景)に家行が見合を了え同頃受訓したもの、及び、建久七年(一一九六)、十二月十八日、十九日に時通が読移了えたもの、更に建仁二年(一一二〇)十月十六日(一見孝文)した訓をも交えている。「家行」「時通」は尊卑分際で当該期のは藤原家高階或いは源氏で、大江家以外であるから、そこに異訓が認められるのは首肯できる。従つて、これらの異訓と峻別することが大切である。例えば後述の「使」「遣」

はこの異訓によると再読訓の如く見えるが、延久点は「使……シム」で統一的に訓じている。又この異訓の方が、史記正義所載訓に合うのも注意される。

00 拙稿「漢籍訓読語の特徴―群書治要古点と教行信証古点・法華經古点との比較による―」訓点語と訓点資料二十九輯。昭和三十九年八月

01 図書寮典籍解題(漢籍篇)一〇九頁。鎌倉初期写とする説もある。

02 「本邦四書訓点並に注解の史的・研究」十一頁

03 足利行述「鎌倉室町時代の儒教」二十五頁

04 岩崎文庫和漢書分類目録。中田祝夫「古点本の国語学的研究・総論篇」四五八頁。阿部隆一「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について―学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる―」斯道文庫論集第一輯、昭和三十七年三月

05 部分的に室町時代と見られる薄墨の仮名訓があるが、これは本稿では一切採らない。

06 既に阿部隆一氏が、「或いは中原家点ではないかと想像できるが、勿論この一事のみを以て断定はできない」(前掲注14)とされている。

阿部氏は「所以」の字が清原家の抄物に、清家は「ユエン」中原家は「ユエハ」という読癖の記されることに基づかれています。但し、「ユエ

ン」の語は平安時代は無論(「平安時代の漢文訓読語」)、鎌倉時代の清原家の点本にも容易に見出し難いから、鎌倉時代の証とするには注意を要する。

(1) 拙稿「老子経の古訓法」前掲。「論語訓読史における論語集解建武

点」かがみ記念号(予定)

(後記) 本稿関係資料調査に当つて、孝経・論語・左伝等で宮内庁書陵部・藤田正人氏・橋本不美男氏に、論語・中庸章句等で岩井大慈・田川孝三・阿部吉雄の諸先生に、古文尚書で神宮文庫奥野吉郎氏・小西甚一先生に、毛詩で阿足院に、老子では梅沢彦太郎氏・近藤喜博先生・山本信吉氏・大山仁快氏に、慶応大学斯道文庫本では阿部隆一氏・吉田幸一先生に、文集・文選で猿投神社白鳳秀夫宮司に、大東急記念文庫・西村清博士・三浅勇吉氏に、乾元本神代紀では天理図書館富永牧太・木村三四吾先生に、和漢朗詠集では国会図書館小林花子氏・山内育男氏に、醍醐寺本遊仙窟では、醍醐寺・宝月圭吾・佐和隆研阿先生に、調査の便宜を賜り御芳情を辱うした。又鈴木修次氏から九条本文選の貴重な影写資料の貸与を受け、又築島裕氏には御教示を得た。記して厚くお礼申上げる。(昭和三十九年八月十日)

―東洋大学助教授―